あなたの最低賃金、知ってる?







会社には**最低賃金以上**の賃金を支払う義務があります







業種によっては

より高い最低賃金の場合も!

業種によっては、**地域別最低賃金よりも高い「特定(産業別)最低賃金」**

知らなかった。 こうなる前に一 あなたの時給も 2020年 10月1日から



地域別最低賃金は

午後10時~午前5時に 勤務する場合

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。 この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。 詳しくは、連合へご相談ください。

「低いかも?」と感じたら「なんでも労働相談ダイヤル」





日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀)



0120-

祝祭日を除く平日10:00~16:30

https://rengo-shiga.jp

連合滋賀







あなたの最低賃金、 チェックしてみよう!

X7

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。 ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当 ※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象 でない

- ●ボーナス 残業代 精皆勤手当 通勤手当
- ●家族手当 その他臨時の手当(結婚手当など)

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。 就業規則や契約書等からわかります。

それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人

時給額 そのままでOK!

日給の人

日給額÷(1日の所定労働時間)

週給の人

- 週給額÷ (1日の所定労働時間×週の所定労働日数)

月給の人

月給額÷(1日の所定労働時間×年間所定労働日数÷12)

歩合給の人

連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- ◆お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましょう。
- 労働組合がなければ、連合「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、**より高い最低賃金**が適用される場合があります。



「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…

なんでも労働相談ダイヤル へ!



日本労働組合総連合会滋賀県連合会(連合滋賀) https://rengo-shiga.jp 連合滋賀

